

新型コロナウイルス感染症を踏まえた 避難所運営ガイドライン

令和2年7月

静岡県危機管理部危機情報課

新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドラインについて

はじめに

新型コロナウイルス感染症が全国的な拡大を見せて以降、本県においても、県民の皆様のご協力や医療関係者の皆様のご尽力等により、感染拡大の抑制が図られてきたところです。しかし、ワクチンや治療薬が開発されるまでは、継続的な感染予防対策が必要となり、「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていくことが求められます。

こうした状況下で災害が発生した場合においても、県民の皆様がためらわずに避難できるよう、避難所の開設、運営にあたっては、密閉、密集、密接の3つの密を避ける等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する必要があります。

一方、本県にも甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風を教訓に、国において「避難のあり方」が検証され、自宅の2階や安全な親戚・知人宅への避難など、地域の災害リスクに応じて、様々な避難先を検討するとともに、適切な避難について住民の理解を促す必要性が示されております。

これらのことを踏まえ、地域の災害リスクを踏まえた避難についての意識啓発や避難所における感染リスクを下げるための対応策や留意事項等を取りまとめ、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」として作成いたしました。

各市町におかれましては、本ガイドラインを参考に、地域の実情等も考慮のうえ、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所の開設・運営が行われるよう、必要な対応に努めてください。

なお、今後の新たな知見や訓練・災害時の検証等を踏まえ、必要に応じて、本ガイドラインの見直しを行うほか、各市町の取組の結果などについても適宜、情報共有してまいります。

令和2年7月

静岡県危機管理部危機情報課

目 次

1	事前準備	
(1)	住民への広報	1
(2)	避難所における十分なスペースの確保	1
(3)	資機材等の整備	2
(4)	研修及び訓練の実施	2
2	災害時の対応	
(1)	避難者の受入	3
(2)	避難所における感染症対策	4
(3)	避難者の健康管理	5
(4)	発熱者等への対応	5
(5)	避難者が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合の対応	5
3	避難所運営チェックリスト	6-9
4	別紙及び関係資料	
	【別紙1-1】 知っておくべき5つのポイント	10
	【別紙1-2】 避難行動判定フロー	11
	【別紙2】 車の中で生活される方へ	12
	【別紙3】 事前問診場所レイアウト（例）	13
	【別紙4】 問診チェック表（例）	14
	【別紙5-1】 手洗い啓発チラシ	15
	【別紙5-2】 咳エチケット啓発チラシ	16
	【別紙6】 健康チェックシート（例）	17
	【参考資料】 避難所レイアウト（令和2年6月10日付け府政防第1262号内閣 府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）通知）	18-23
5	関連する県及び国の施策	24-32
6	関連する県、国等のホームページ	33

1 事前準備

(1) 住民への広報

『避難』とは『難』を『避』けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がない」ことや「安全な親戚・知人宅も避難先となり得る」こと等について住民の理解を促すとともに、避難する際には、個人又は家族が使用する感染対策に必要な備品を持参するよう住民へ周知する。【別紙1-1、1-2 (P10-11)】

①自宅の災害の危険性の確認

- ・ハザードマップの全戸配布や地区毎の説明会・ワークショップ等の開催により、災害の種別ごとに自宅及び地域の危険性について周知する。

②避難先の検討

- ・自宅が被災する可能性が低く、安全を確保できると判断される場合は、あらかじめ水・食料、携帯トイレなど、家庭内の備蓄状況を確認のうえ、在宅避難を選択肢として検討するよう周知する。
- ・在宅避難が困難な場合は、安全な親戚・知人宅への避難など、災害リスクを踏まえた適切な避難先を、あらかじめ確認するよう周知する。

③必要な物資等の持参

- ・避難にあたっては、市町の備蓄品には限りがあり、また、使いまわしによる感染を避ける必要があることから、避難生活において必要となるものを可能な限り持参するよう周知する。

例：マスク、消毒液、体温計、服用している薬、サプリメント、タオル、歯ブラシ、ゴミ袋及び筆記用具等

(2) 避難所における十分なスペースの確保

「3密」を回避するため、避難者1名あたりの占有スペースを約3㎡、個人又は家族ごとに2m程度の間隔を保つことを目安として、必要なスペースを確保する。

発生する災害や避難者数等を想定し、必要なスペースの確保が困難な場合は、指定避難所のほかに、その他の避難施設の選定等により、できるだけ多くの避難スペースを確保する。

①指定避難所のスペースの拡大

- ・施設管理者と事前協議を実施し、避難スペースの拡張の可否を確認する。

例：体育館等が避難所となる学校施設では多目的教室等の活用

②その他の避難施設の選定・確保

- ・指定避難所で必要なスペースを確保できない場合は、その他の施設を避難所として活用することを検討する。

例：自治会所有公民館及びホテル・旅館等の民間施設の活用

- ・施設管理者、自主防災組織の役員等と利用の可否、利用の範囲や用途、利用できる設備や資機材、役割分担や利用手順等について協議

③車中泊避難への対応

- ・「3密」を避けるため、やむを得ず車中泊を希望する避難者が増えることも想定されるため、駐車スペースを検討しておくとともに、車中泊の留意事項について住民に周知する。

例：学校のグラウンドを使用する場合は、整地等の復旧方法の検討も必要
駐車スペースの浸水リスクの事前確認やエコノミー症候群など車中泊の注
意点をまとめたチラシ等による周知も用意【別紙2（P12）】

（3）資機材等の整備

避難所とその他の避難施設（以下「避難所等」という。）の双方に、感染症防止に必要な資機材や備蓄品を整備する。

資機材の整備に当たっては、県や国の支援制度（地震・津波対策等減災交付金等）の積極的活用を努める。【関連施策 P28、P31】

①資機材の整備

例：非接触型の体温計、サーモグラフィー、間仕切り、簡易テント、ダンボールベッド、大型扇風機、空気清浄機等

②備蓄品の整備

例：マスク、アルコール消毒液、石鹼、家庭用洗剤、アルコール除菌ウェットティッシュ、ペーパータオル、ビニール手袋、フェイスシールド、防護服（代用品レインコート）、養生テープ（間隔を示すため）等

（4）研修及び訓練の実施

避難所運営を担当する職員等関係者を対象に、感染症対策の基礎知識を習得する研修会や、避難者受入手順等の確認訓練を実施する。

2 災害時の対応

(1) 避難者の受入

避難所等に避難者を受け入れる前に、感染防止の観点から、事前問診による健康状態の確認を行い、その結果に応じて避難スペースを区分し、それぞれのスペースへ誘導する。

①避難所関係職員の健康確認

- ・避難所等を開設する前に、施設管理者、市町職員等の避難所運営に関係する職員の健康状態を確認する。

②事前問診の実施

- ・避難所等の入口の外など換気の良い場所に事前問診場所を設置し、発熱等体調不良者の事前把握を行う。【別紙3 (P13)】
- ・対応職員は、マスク、手袋、フェイスシールドを着装し、問診チェック表により事前問診を実施する。【別紙4 (P14)】

- 場所は、体育館に接続する廊下を使用するなど、極力、屋外は避け、各避難所等に応じた場所に設置（屋外設置の場合は、テントの設営が望ましい）
- 事前問診場所が混雑しないよう受付の複数設置や、避難者毎に2 mの距離を保つことができるよう目印テープ等の貼付を行い、受付周辺にアルコール消毒液を設置
- 受付では非接触型体温計の使用が望ましいが、接触型体温計を使用する場合は、感染防止のために毎回消毒をして使用
- 発熱等体調不良者や濃厚接触者に対して、速やかに専用スペースへの移動を促す

③一般スペース及び専用スペースへの誘導

- ・事前問診の結果に応じて、発熱等体調不良者や濃厚接触者は、速やかに「専用スペース」へ誘導する。それ以外の者は「一般スペース」へ誘導する。

ア 一般スペース

- ・対応職員はマスクなどを着装し、一般スペースの入口で受付を実施する。
- ・個人又は家族の占有スペース毎に2 m程度の間隔を確保する。
- ・間隔を確保できない場合は、間仕切り等で空間を区切るなど、感染防止の工夫を行う。間仕切り等を設置する際は、熱中症や窃盗等に注意する。

イ 専用スペース

- ・対応職員は、マスク、手袋、フェイスシールド等を着装し、専用スペースの入口で受付を実施する。
- ・可能な限り個室とし、個室が確保できない場合は、間仕切り等で空間を区切るなど、感染防止の工夫を行う。
- ・一般スペースとの動線を分けるとともに、トイレ・手洗い場も別の場所にするなど、完全に分離したレイアウトとする。
- ・発熱等体調不良者の家族についても、感染予防の観点から、専用スペースへ案内する。

○専用スペースの入所者と他の避難者との接触を避けるため、各スペースに自分で移動・利用できるような案内表示の設置（風雨時や夜間においても視認可能なもの）

※濃厚接触者については、多数の避難者が訪れる避難所等とは別の専用の避難施設への避難が望ましいが、専用施設が確保されていない等の理由により、避難所に避難することも想定されることから、発熱者等体調不良者とは別の専用スペースをあらかじめ確保しておく。

※濃厚接触者の家族についても、感染予防の観点から、濃厚接触者と同一の専用スペースへ案内する。

※濃厚接触者が避難所に避難してきた場合は、直ちに保健所へ連絡するなど、保健部局と連携のうえ、適切に対応する。

※避難所の全体、一般スペース、専用スペースのレイアウト等については、令和2年6月10日付け府政防第1262号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）通知等を参照して対応する。【参考資料（P18-23）】

（2）避難所における感染症対策

避難所において、感染症の拡大を防止するため、定期的な換気の実施、共用箇所の清掃・消毒など、感染防止対策を徹底する。

①基本的な感染症対策

- ・手洗いや咳エチケット等と呼び掛ける啓発ポスターの関連場所への掲示【別紙5-1、5-2（P15-16）】や、2mの距離を実感できる表示等を床面・壁面等に行うなど、基本的な感染防止対策を徹底する。

○アルコール消毒液は避難所の出入口、トイレ周辺等に複数設置し、出入りの際には必ず手指の消毒を行うよう周知。なお、アルコールが乾く時に殺菌されるため、乾くまで入念にすり込むことも指導

○咳等が出ていない場合もマスクの着用を徹底

○避難所内は、原則として内履きとし、外履きで入らないよう徹底

○人の密集が予想されるトイレ、洗面所、洗濯場、携帯電話の充電場所等では、2mの距離を実感できる表示等を床面等に掲示

②食事時における感染症対策

- ・炊き出しを行う時は、一人分ずつ小分けにして配ることを徹底する。
- ・飛まつ感染を防ぐため、共用の食事スペースの設置は推奨しない（できる限り、各避難者の占有スペース内での食事を推奨）。設置する場合は、順番制での利用や座席配置を同一方向や互い違いとする。

③飛まつ感染防止対策

- ・居住スペースでは、飛まつ感染防止のため、間仕切りやダンボールベッド等を活用する。

- ・間仕切りがなく、ダンボールベッドだけを活用する場合は、家族等、同一グループ内の利用者間の配置を互い違いにして2 mの距離を確保するなど、隣人からの飛沫感染を避ける。

④定期的な換気

- ・30分に1回以上、避難所内の窓を全開にするなど、定期的な換気を実施する。
 - 窓が一つしかない場合は、大型扇風機等を活用して、室内の空気を循環
 - 熱中症対策として、エアコン、スポットクーラー、扇風機等を積極的に活用

⑤共用箇所の清掃や消毒

- ・トイレ、洗面所、階段手すり、ドアノブ、電灯スイッチなど、人がよく触れる共用箇所は、避難者が協力して定期的に清掃及び消毒を行う。

(3) 避難者の健康管理

避難者の健康管理のため、毎日の検温や体調確認等を実施する。

①検温や体調確認の実施

- ・避難者に対し、自らが毎日検温及び体調管理を行い、健康チェックシートに記入するよう依頼する。【別紙6 (P17)】
- ・発熱や体調不良が生じた場合は、保健・衛生班などの避難所運営スタッフや保健師等に相談するよう指導する。
- ・相談の結果、必要な場合は、発熱等体調不良者及びその家族を専用スペースへ案内するとともに、保健所等に連絡する。

②保健・衛生班や保健師等の巡回

- ・保健・衛生班や保健師等は、定期的な巡回等により、避難者の健康管理に努める。

(4) 発熱者等への対応

発熱者等が発生した場合は、症状に応じて受診の補助や専用スペースの確保など、適切に対応し、避難所での感染拡大の防止に努める。

①症状が悪化した場合

- ・発熱者等の症状が悪化した場合、速やかに医療機関等を案内し、必要に応じて搬送等の補助を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、帰国者・接触者相談センターを案内し、必要に応じて搬送等の補助を行う。

②感染症検査を受ける場合

- ・避難者が新型コロナウイルス感染症の検査を受ける場合、結果が出るまでの間、当該避難者の滞在場所等は、医師の指示に従う（結果が出るまでに時間がかかる等の理由で、避難所に戻る場合は、専用スペースを確保する）。

(5) 避難者が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合の対応

検査の結果、避難者が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合は、保健所の指導のもと、当該者の居住スペースの消毒等、必要な措置を行う。

3 避難所運営チェックリスト

(1) 事前準備

①住民への広報

□住民による事前の確認等

- ハザードマップ等により、災害の種別ごとに自宅及び地域の危険性の確認
- 避難先の検討（避難行動判定フロー：在宅避難、安全な親戚・知人宅も選択肢）
- 避難時に必要な物資等の持参
(例：マスク、消毒液、体温計、服用している薬、サプリメント、タオル、歯ブラシ、ゴミ袋及び筆記用具等)

②避難所における十分なスペースの確保

□指定避難所のスペースの拡大

- 1名あたりの占有スペースを約3㎡、個人又は家族ごとに2m程度の間隔を保つことを目安として必要なスペースを確保する
- 体育館等が避難所となる学校施設では多目的教室等を避難スペースとして活用する

□その他の避難施設の選定・確保

- 自治会所有公民館及びホテル・旅館等の民間施設の活用を検討する
- 施設管理者、自主防災組織の役員等と利用に当たっての必要事項を協議する
(利用の可否、利用の範囲・用途、利用できる設備・資機材、役割分担、利用手順等)

□車中泊避難への対応

- やむを得ず車中泊を希望する避難者が増えることを想定し、学校のグラウンド等、駐車スペースを検討する（浸水リスクの事前確認、使用後の整地等の復旧方法も併せて検討）
- 車中泊の留意事項について、注意喚起用のチラシを準備する（エコノミー症候群等）

③資機材の備蓄

□資機材の整備

- 例：非接触型の体温計、サーモグラフィー、間仕切り、簡易テント、ダンボールベッド、大型扇風機、空気清浄機等

□備蓄品の整備

- 例：マスク、アルコール消毒液、石鹼、家庭用洗剤、アルコール除菌ウェットティッシュ、ペーパータオル、ビニール手袋、フェイスシールド、防護服、養生テープ等

④研修及び訓練の実施

□避難所運営を担当する職員等関係者を対象とした研修会、訓練の実施

- 感染症対策の基礎知識を習得する研修会や避難者受入手順等の習熟・確認訓練を実施する

(2) 災害時の対応

①避難者の受入

□避難所関係職員の健康確認

- 避難所等の開設前に、避難所運営関係職員（施設管理者、市町職員等）の健康状態を確認する

□事前問診の実施

- 避難所入口の外など換気の良い場所に「事前問診場所」を設置する
- 場所は、体育館に接続する廊下を使用するなど、極力、屋外は避け、各避難所等に応じた場所に設置する（屋外設置の場合は、テントの設営が望ましい）
- 対応職員は、マスク、手袋、フェイスシールドを着装し、事前問診を実施する
- 事前問診場所が混雑しないよう受付の複数設置、避難者毎に2mの距離を確保（目印テープ等の貼付）、受付周辺にアルコール消毒液を設置する
- 受付では非接触型の体温計の使用が望ましいが、接触型の体温計を使用する場合は、感染防止のために毎回消毒をして使用する
- 発熱者等体調不良者や濃厚接触者に対して、速やかに専用スペースへの移動を促す

□一般スペース及び専用スペースへの誘導

[一般スペース]

- 対応職員は、マスクなどを着装し、一般スペースの入口で受付を実施する
- 個人又は家族の占有スペース毎に2m程度の間隔を確保する
- 間隔を確保できない場合は、間仕切り等で空間を区切るなどの工夫を行う
- 間仕切り等を設置する際は、熱中症や窃盗等に注意する

[専用スペース]

- 対応職員は、マスク、手袋、フェイスシールド等を着装し、専用スペースの入口で受付を実施する
- 可能な限り個室とし、確保できない場合は、間仕切り等で区切るなど、工夫を行う
- 一般スペースとの動線を分け、トイレ・手洗い場も別の場所にするなど、完全に分離したレイアウトとする
- 発熱等体調不良者の家族についても、専用スペースへ案内する
- 専用スペースの入所者と他の避難者との接触を避けるため、各スペースに自分で移動・利用できるような案内表示を設置する（風雨時や夜間においても視認可能なもの）
- 濃厚接触者が、避難所に避難することも想定されることから、発熱者等体調不良者とは別の専用スペースを確保する
- 濃厚接触者の家族についても、感染予防の観点から、専用スペースへ案内する
- 濃厚接触者が避難所に避難してきた場合は、直ちに保健所へ連絡するなど、保健部局と連携のうえ、適切に対応する

②避難所における感染症対策

□基本的な感染症対策

- 手洗いや咳エチケット等を呼び掛ける啓発ポスターの関連場所への掲示や、2 mの距離を実感できる表示等を床面・壁面等に行うなど、基本的な感染防止対策を徹底する
- アルコール消毒液は避難所の出入口、トイレ周辺等に複数設置し、出入り際には必ず手指の消毒を行うよう周知する
- 咳等が出ていない場合もマスクの着用を徹底する
- 避難所内は、原則として内履きとし、外履きで入らないよう徹底する
- 人の密集が予想されるトイレ、洗面所、洗濯場、携帯電話の充電場所等では、2 mの距離を実感できる表示等を床面等に掲示する

□食事時における感染症対策

- 炊き出しを行う時は、一人分ずつ小分けにして配ることを徹底する
- 飛まつ感染を防ぐため、共用の食事スペースの設置は推奨しない。設置する場合は、順番制での利用や座席配置を同一方向や互い違いとする

□飛まつ感染防止対策

- 居住スペースでは、飛まつ感染防止のため、間仕切りやダンボールベッド等を活用する
- 間仕切りがなく、ダンボールベッドだけを活用する場合は、家族等、同一グループ内の利用者間の配置を互い違いにして2 mの距離を確保するなど、隣人からの飛沫感染を避ける

□定期的な換気

- 30分に1回以上、避難所内の窓を全開にするなど、定期的な換気を実施する
- 窓が一つしかない場合は、大型扇風機等を活用して、室内の空気を循環させる
- 熱中症対策として、エアコン、スポットクーラー、扇風機等を積極的に活用する

□共用箇所の清掃や消毒

- トイレ、洗面所、階段手すり、ドアノブ、電灯スイッチなど、人がよく触れる共用箇所は、避難者が協力して定期的に清掃及び消毒を行う

③避難者の健康管理

□検温や体調確認の実施

- 避難者に対し、自らが毎日検温及び体調管理を行い、健康チェックシートに記入するよう依頼する
- 発熱や体調不良が生じた場合は、保健・衛生班などの避難所運営スタッフや保健師等に相談するよう指導する
- 相談の結果、必要な場合は、発熱等体調不良者及びその家族を専用スペースへ案内するとともに、保健所等に連絡する

□保健・衛生班や保健師等の巡回

- 保健・衛生班や保健師等は、定期的な巡回等により、避難者の健康管理に努める

④発熱者等への対応

□症状が悪化した場合

- 発熱者等の症状が悪化した場合、速やかに医療機関等を案内し、必要に応じて搬送等の補助を行う
- 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、帰国者・接触者相談センターを案内し、必要に応じて搬送等の補助を行う

□感染症検査を受ける場合

- 避難者が新型コロナウイルス感染症の検査を受ける場合、結果が出るまでの間、当該避難者の滞在場所等は、医師の指示に従う（結果が出るまでに時間がかかる等の理由で、避難所に戻る場合は、専用スペースを確保する）

⑤避難者が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合の対応

□避難者が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合の対応

- 検査の結果、避難者が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合は、保健所の指導のもと、当該者の居住スペースの消毒等、必要な措置を行う

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、**危険な場所にいる人は
避難することが原則**です。

知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。**安全な親戚・知人宅に避難すること**も考えてみましょう。
- **マスク・消毒液・体温計が不足しています**ので、できるだけ自ら携行して下さい。
- 市(町)が指定する避難場所、避難所が**変更・増設**されている可能性があります。
災害時には市(町)ホームページ等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険**です。
やむをえず**車中泊**をする場合は、浸水しないよう**周囲の状況等を十分確認**して下さい。



今のうちに、 自宅が安全かどうかを 確認しましょう！

静岡県防災 **検索**

防災 **防災アプリ** **静岡県防災**



豪雨等による災害発生前の避難行動を促す各種緊急情報の通知をはじめ、平常時の災害への備えとして、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど、災害から命を守るために、役立つ機能を幅広く備えたアプリ、それが総合防災アプリ「静岡県防災」です

避難行動判定フロー

スタート!

あなたがとるべき避難行動は？

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります

家がある場所に色が塗られていますか？

色塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市町からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください

はい

いいえ

災害の危険があるので、原則として※自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水や食糧などの備えが十分にある場合は**自宅に留まり安全確保することも可能**です
※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は**自宅に留まり安全確保することも可能**です

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル3が出たら、市町が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル4が出たら、市町が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

車の中で生活される方へ

車中で生活されている方はできるだけ避難所に移りましょう。

やむを得ず車中で生活される場合は、次のことに気をつけてください。

エコノミークラス症候群

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が肺や脳、心臓にとび、血管を詰まらせ肺塞栓、脳卒中や心臓発作などを誘発する恐れがあります。

★予防のポイント

- ①ときどき車の外に出て、軽い体操やストレッチ運動を行いましょう。
- ②十分に、こまめに水分を取りましょう。
- ③アルコールとタバコを控えましょう。
- ④ゆったりとした服装で、ベルトもゆるめましょう。
- ⑤定期的に体を動かしましょう。かかとの上げ下げ、ふくらはぎマッサージ等。
- ⑥眠るときは足をあげましょう。

<予防のための足の運動>

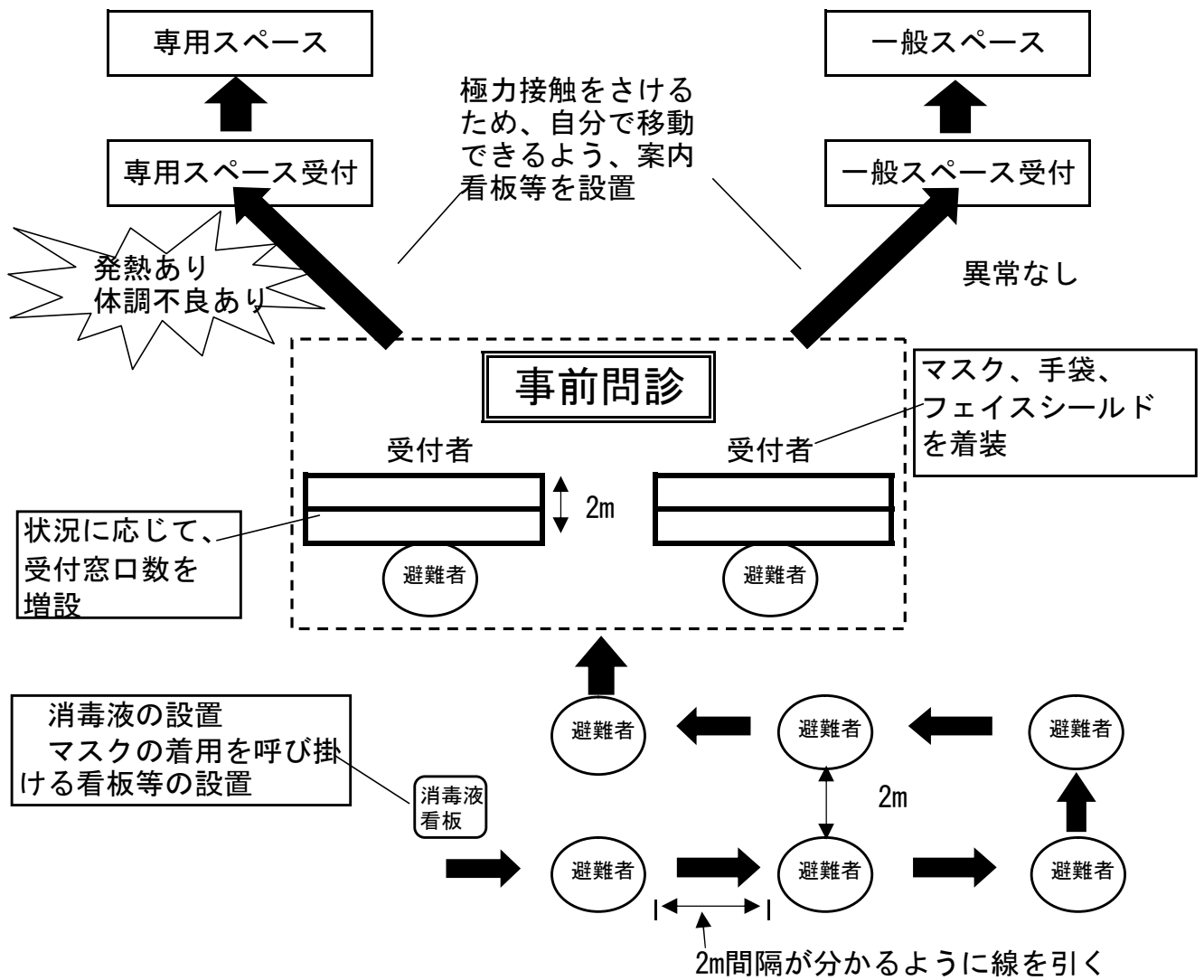


一酸化炭素中毒

車などの狭い空間で暖房を使用し長時間過ごすとき、一酸化炭素中毒になり、意識障害や心臓障害を来す恐れがあるので、定期的に換気をしましょう。

*** 具合の悪い時は早めに医療機関、避難所の保健医療スタッフ等にご相談ください。**

事前問診場所レイアウト（例）



【事前問診で行うこと】

- ・問診チェック表【別紙4】を使って、避難者の健康状況を確認する。

【発熱等体調不良者】

- ・専用スペースへ誘導する。

【上記以外の者】

- ・一般スペースへ誘導する。

問診チェック表（例）

日付 _____

氏名 _____

1	濃厚接触者と言われている	はい・いいえ
2	現在の体温	℃
3	風邪の症状や発熱が数日間続いている	はい・いいえ
4	強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある	はい・いいえ
5	激しい咳症状がある	はい・いいえ
6	味覚・嗅覚異常がある	はい・いいえ
7	その他気になる症状がありますか	はい・いいえ
	「はい」の方のみ いつからどんな症状がありますか	時期： 症状：

※ 1で「はい」の方は、濃厚接触者として、「専用スペース」へ案内

※ 2で37.5度以上の方、又は3～6で「はい」の方は、発熱者等体調不良者として、専用スペースへ案内

※ 上記項目について、全て「いいえ」の方は、「一般スペース」へ案内

感染症対策へのご協力をおねがいます

！ 手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

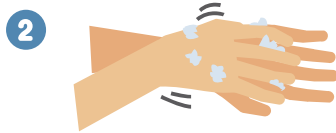
正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



厚労省 検索



感染症対策へのご協力をおねがいします

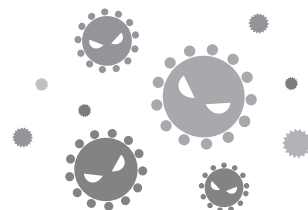
咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います**。
- ・周囲の人から**なるべく離れます**。



3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う

2 ゴムひもを
耳にかける

3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生省 検索



健康チェックシート(例)

氏名:

症状	月 日(曜日)			月 日(曜日)			月 日(曜日)			月 日(曜日)			月 日(曜日)			月 日(曜日)			月 日(曜日)		
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
呼吸の息苦しさ、 胸の痛みがある	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
味覚・嗅覚異常 がある	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
咳や痰、喉の痛 みがある	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
全身がだるいな どの症状がある	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
吐き気がある	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
下痢がある	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
体にぶつぶつ(発 疹)が出ている	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
目が赤く、目やに が多い	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
その他気になる 症状があれば記 載願います																					

※発熱や体調不良が生じた場合は、保健・衛生班などの避難所運営スタッフや保健師等に相談すること

府政防第 1262 号
消防災第 114 号
健感発 0610 第 1 号
令和 2 年 6 月 10 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部
防 災 課 長
厚生労働省健康局
結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第 2 版）について

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合の参考資料として、先般、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」（令和 2 年 5 月 21 日付け府政防第 939 号他）を发出したところです。

この通知においては、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の検討に資するよう、避難所全体のレイアウトの例について示したところです。

この度、レイアウトの例について更に検討を進め、別添のとおりレイアウトの例を更新いたしましたので、平時の事前準備及び災害時の対応を行うに当たっての参考としていただくようお願いいたします。

なお、この資料は、前回同様、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や新たに得られた知見等を踏まえ、更新されるものであることを申し添えます。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉、山元
TEL 03- 3501- 5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野
TEL 03- 5253- 7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤、榊原
TEL 03- 3595- 2257（直通）

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

専用階段、専用トイレの確保をする。（専用階段については、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な人との兼用は不可。）

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等（一時的）

- 軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要です。

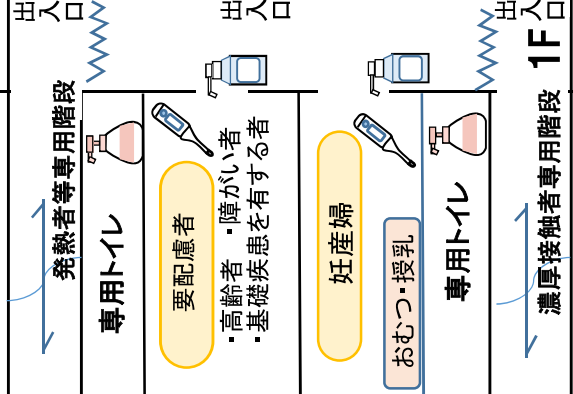
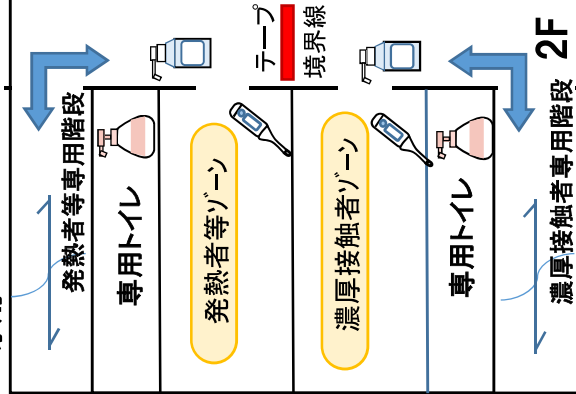
- 軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を罹患したと疑われる人の対応については、防犯担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

- 軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、敷地内の別の建物とする。

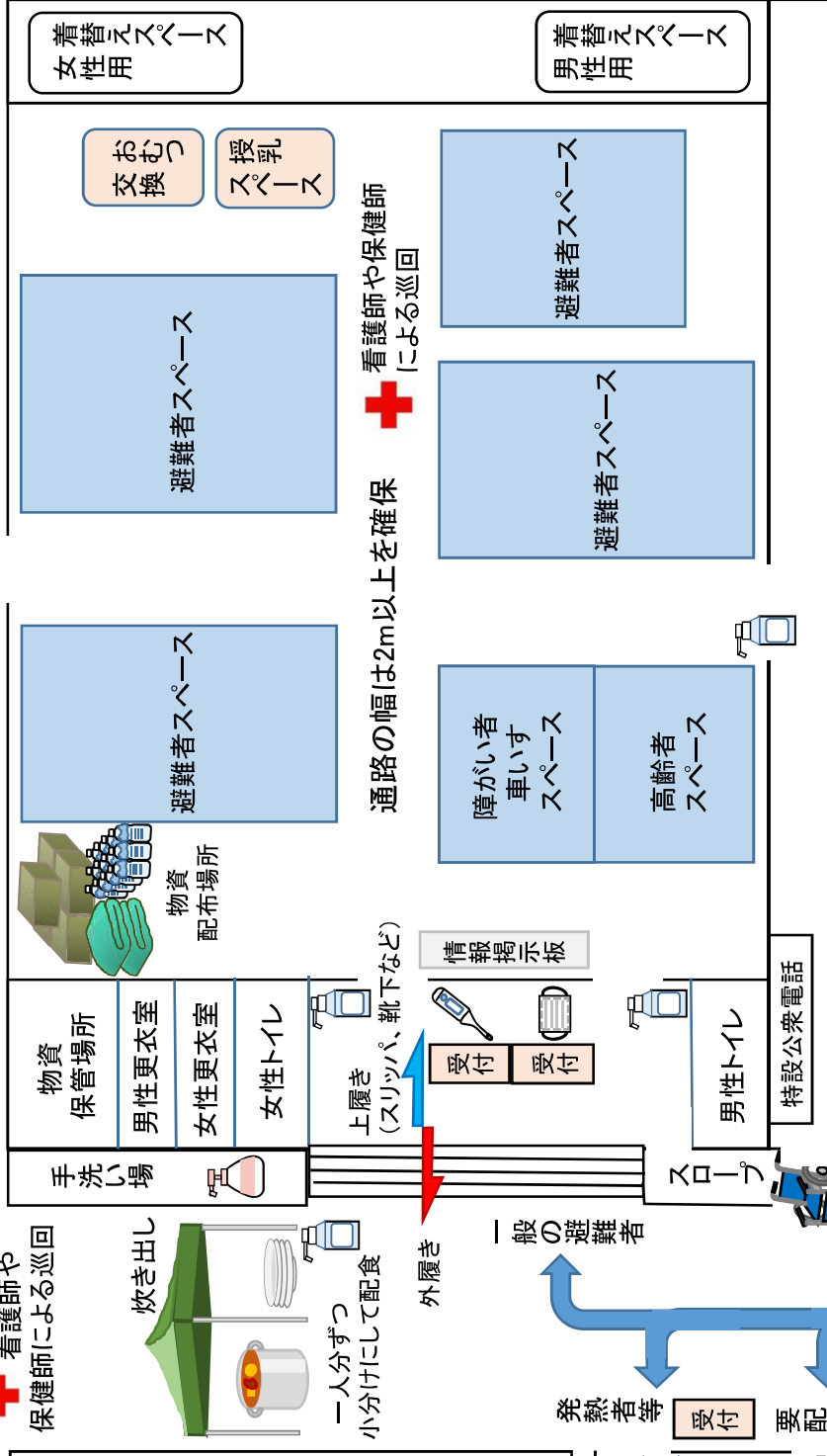
- 同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

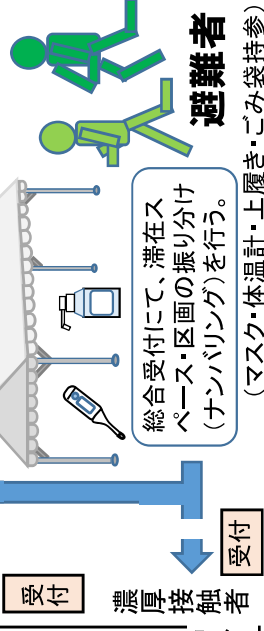
〈専用スペース〉



〈集合スペース〉



受付等のテナントについては、建物の窓の付近に設置しないよう留意する。



受付時でのチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

留意するもの

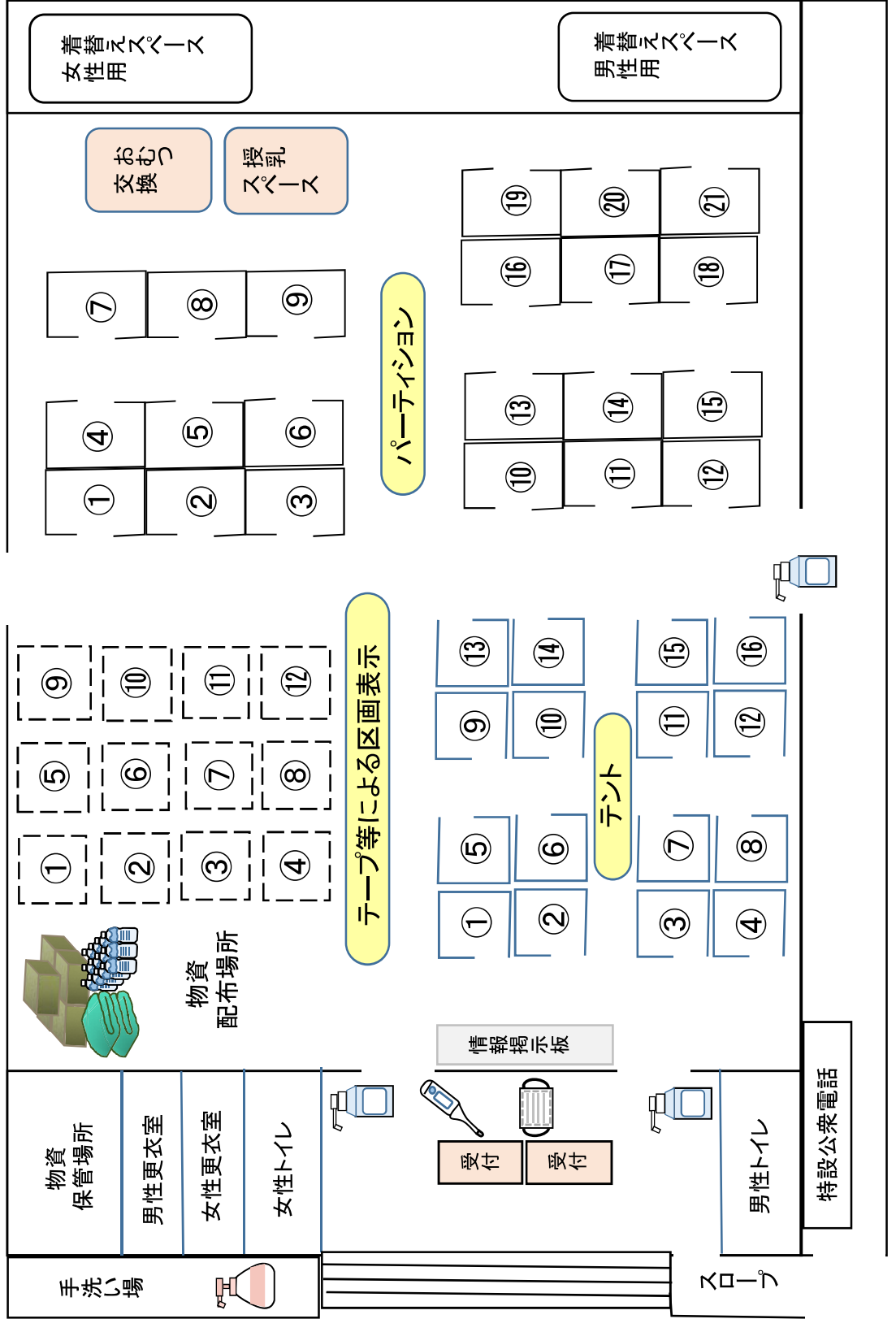
- ・体温計（非接触型）
- ・マスク
- ・アルコール消毒液（手指用）
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウエットティッシュ
- ・フェイスマスク
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋 など

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

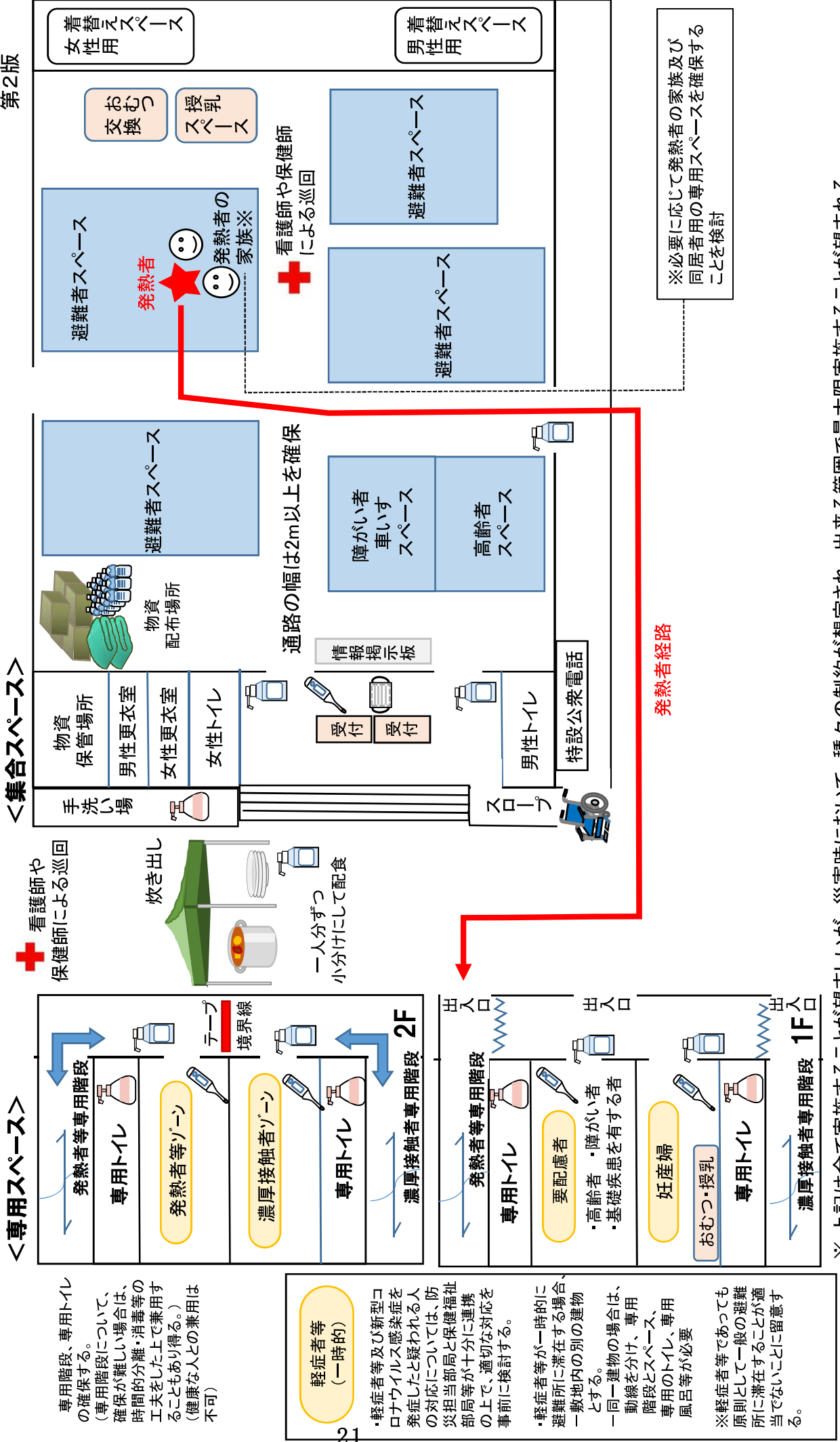
R2.6.10
第2版

- テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2.6.10
第2版



専用階段、専用トイレの確保する。
(専用階段については、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。)
(健康な人との兼用は不可)

軽症者等(一時的)

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発生したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一般地内の別の建物とする。
・同一建物の場合、専用動線を分け、専用階段とスペース、専用トイレ、専用風呂等が必要

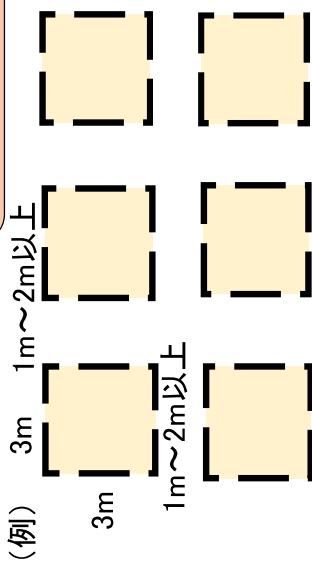
※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することが適当でないことに留意する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時に、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

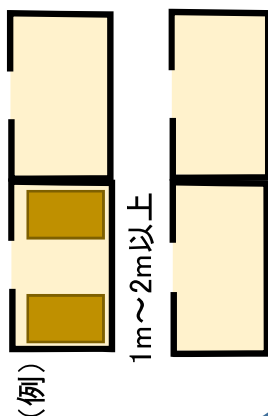
テープ等による区画表示



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

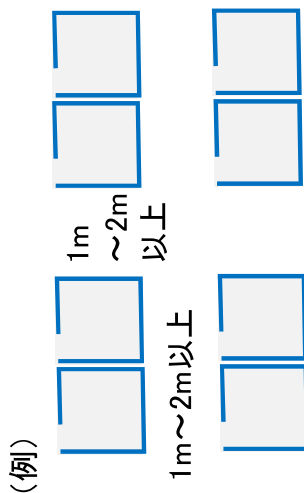
パーティションを利用した場合



- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



テントを利用した場合



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



※ 人と人の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

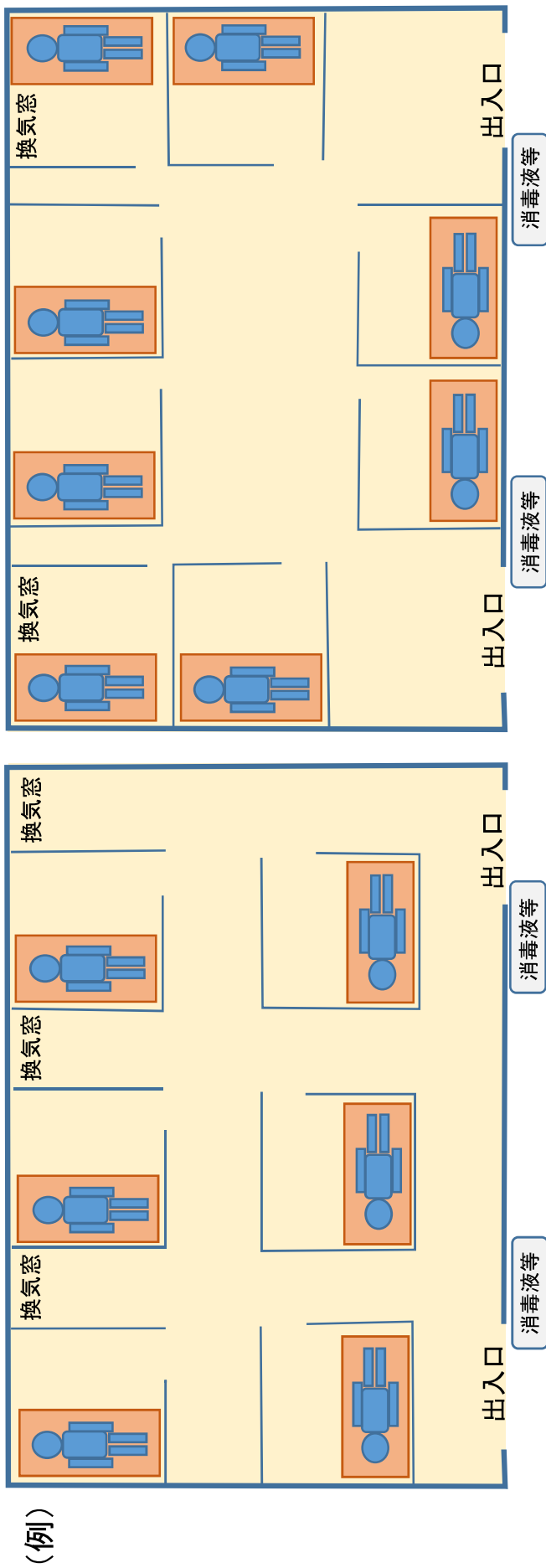
※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2.6.10
第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用スペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。

・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。

(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時ににおいて、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

5 関連する県及び国の施策

(1) 県施策

①住民の避難行動の周知・啓発

- ・「事前に備える防災講座」

⇒ 本格的な出水期を迎える中、県民の皆様が風水害や土砂災害の恐ろしさを知り、「自らの命は自ら守る」という意識啓発の実施

②避難スペースの確保の推進

- ・「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」の締結
- ・県教育委員会への協力依頼

⇒ 指定避難所のほかに、その他の避難施設を選定し、できるだけ多くの避難スペースを確保できるよう支援

③資機材の配備の推進

- ・地震・津波対策等減災交付金（交付率嵩上げ）

⇒ 県交付金の嵩上げにより、避難所運営に必要な資機材等の購入支援

(2) 国施策

①厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）

⇒ 利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、感染の可能性をいち早く知ることが可能

②新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

⇒ 当該交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営に必要な資機材やホテル・旅館を避難所として利用することが可能

- (1) ①住民の避難行動の周知・啓発
・「事前に備える防災講座」



「事前に備える防災講座」 動画【第1弾】

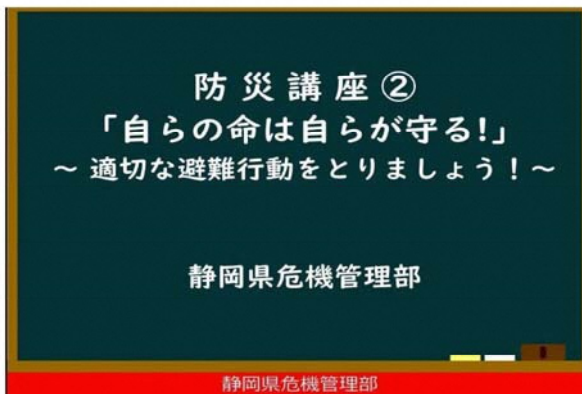
<防災講座① 災害は忘れる前にやってくる！>



自らの命を守る行動をとるため、災害の危険性や避難行動の重要性を紹介



<防災講座② 適切な避難行動をとりましょう！>



新型コロナウイルス感染症が収束しない中であっても、“いつ”“どこへ”避難すべきか紹介



<防災講座③ 雨の降り方について知ろう！>



雨の降り方と、サイポスレーダーを使った雨の情報入手方法を紹介



(1) ②避難スペースの確保の推進

・「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」の締結 (R2.1.30)

(静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合)

**県と静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合との
「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」について**

(静岡県健康福祉部政策管理局健康福祉政策課)

1 概要

大規模災害時において、高齢者や障害者、乳児、妊産婦等の要配慮者を受け入れる福祉避難所を確保することが必要であるが、各市町においてまだまだ想定される必要数に対し不足している状況にある。

この様な中、静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合（以下「県旅組」）から、災害時における要配慮者の受入れについて宿泊施設を提供いただけるとの申し出があり、県内全市町で福祉避難所として活用が可能となるよう、県で包括的に協定を締結する。

2 市町の役割と負担

今回の協定は、要配慮者の受入を前提としており、一般避難所ではなく、「福祉避難所」についての協定と位置づける。

これにより、市町は、災害時に一般避難所での長期受入が困難な要配慮者について、**必要に応じて県旅組の支部組合に受入を依頼**する。

具体的な受入の方法、人数については、市町と支部組合との間で、支部組合構成員の宿泊施設の可能な範囲で調整する。

避難終了後、市町は、支部組合から実績報告と請求書を提出させ、実績の確認をしたうえで、県に請求書とともに送付する。

県は、実績報告と請求書を受け取り次第、支部組合に経費を直接支払う。
宿泊施設が要した費用は、災害救助法の対象となるため、市町の負担は生じない。

3 基本事項

区分	内 容	考 え 方
対象 災害	災害救助法の適用を受ける大規模災害	・市町が県協定を活用するケースは、災害救助法が適用される大規模災害の場合と考えられるため。
対象者	要配慮者等	・福祉避難所の対象者
協力の 範囲	宿泊、入浴、食事、移送	・災害救助法の救助の種類の範囲内のサービスとする。
費 用	地域における通常の実費	・災害救助法で認められる額（内閣府と協議）

4 スキーム

```

graph TD
    Pref[県]
    Assoc[県旅組]
    City[市町]
    Branch[参画支部組合]
    Hotel[ホテル・旅館等]

    Pref <--> |協定| Assoc
    Pref --> |災害救助法に基づく事務委任| City
    City -.-> |実績報告 請求書| Pref
    Assoc -.-> |支払い| Branch
    Branch -.-> |事務| City
    City -.-> |実績報告・請求書| Branch
    Branch <--> |構成員| Hotel
    
```

(別表)
参画支部組合を記載

(1) ②避難スペースの確保の推進

・ 県教育委員会健康体育課長への協力依頼

危情第52号 令和2年6月17日
県教育委員会健康体育課長 様
危機管理部危機情報課長
新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所の対応について（依頼）
新型コロナウイルス感染症に対しては、継続的な感染予防対策が必要となり、「新しい生活様式」を社会全体に定着できるように取り組んでいるところです。こうした状況下で災害が発生した場合において、県民の皆様がためらわずに避難できるよう、避難所の開設、運営にあたっては、「3つの密」を避ける等、新型コロナウイルス感染拡大予防のための対策を徹底する必要があります。このため、避難所においては、十分なスペースを確保することが重要でありますことから、県内の高等学校におかれましては、市町から避難スペースの拡張に関する相談があった際には、多目的教室等の活用等について前向きに検討していただきたく、貴職より各校あてにこの旨を通知くださるようお願いいたします。
担当 情報班 電話 054-221-3694

・ 上記通知を受けて、県教育委員会健康体育課長から各県立学校長あての協力依頼通知

教健第226号 令和2年6月22日
各県立学校長 様
健康体育課長
新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所の対応について（依頼）
このことについて、静岡県危機管理部危機情報課長より別添写しのとおり依頼がありました。
県立学校におかれましては、その多くが災害時における県有施設の使用に関する覚書等を取り交わしているところではありますが、今後各市町から避難所における感染症対策として、発熱者専用スペースの確保など、避難スペースの拡張に関する相談があった際には、多目的教室や空き教室の活用について可能な限り御協力いただけますようお願いいたします。
担 当 危機管理・安全班 電話番号 054-221-3677

(1) ③資機材の配備の推進

- ・地震・津波対策等減災交付金の補助率（交付率嵩上げ）（R2年度限り）

地震・津波対策等減災交付金の制度拡充

（危機政策課）

1 要旨

市町等が実施する新型コロナウイルス感染症対応を支援するため、地震・津波対策等減災交付金の制度を拡充する。

2 事業概要

(1) 支援対象経費

区 分	支援対象経費
救護所・救護病院等整備事業 常備消防用防災資機材整備事業 市町等用防災資機材整備事業	感染防護資機材の購入経費 （例）避難所等で活用するマスク、ニトリル手袋、防塵ゴーグル、感染防護衣、消毒液、消毒用噴霧器 など
	換気対策資機材の購入経費 （例）避難所等で活用する大型送風機、空気清浄機など
	防災資機材等の購入・整備経費（市町等用防災資機材整備事業に限る） （例）市町新型コロナウイルス感染症対策本部が整備するTV会議システム など

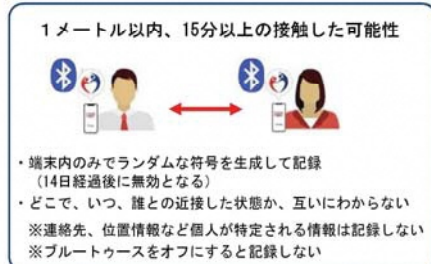
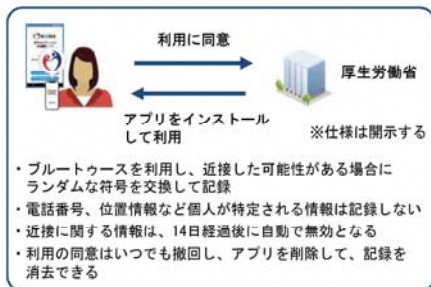
(2) 交付率

区 分	交付率	
	現行制度	制度拡充後
救護所・救護病院等整備事業 常備消防用防災資機材整備事業 市町等用防災資機材整備事業 住民防災教育事業	1 / 3 （交付上限2千万円）	新型コロナウイルス感染症対応を目的とする場合 1 / 2 （交付上限3千万円） （令和2年度時限）

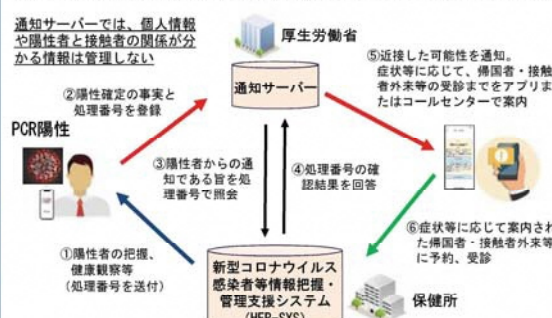
(2) ①厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) (COVID-19 Contact Confirming Application)

接触確認アプリは互いに分からない形で接触した可能性について通知を受けることができる仕組みです

- 接触確認アプリは、本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けることができます。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。



陽性者との接触の可能性を通知。症状等に応じて検査の受診などを案内



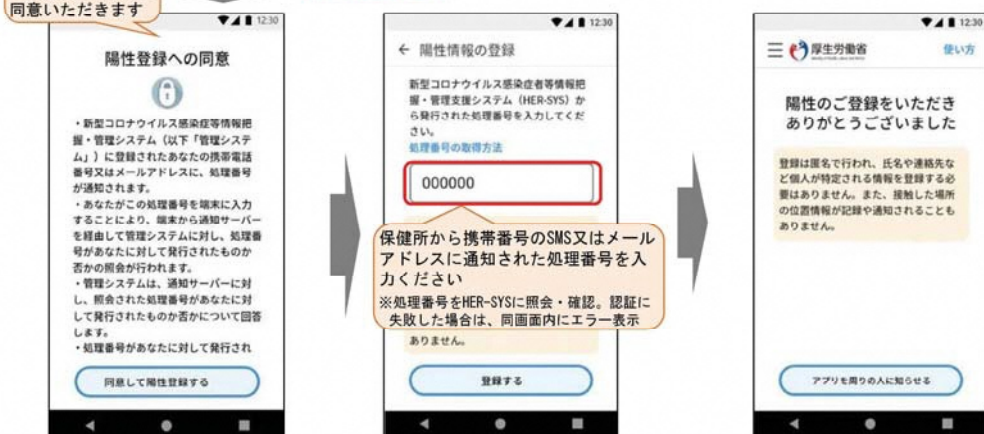
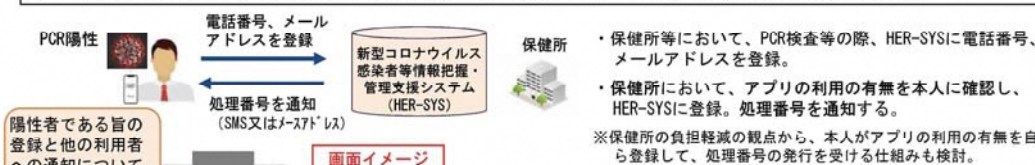
①の処理番号は、アプリではなく、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムから、本人が同システムに登録した携帯電話のSMS又はメールアドレスに送付

- ・PCR陽性でない方が登録しないよう、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムから処理番号を本人に発行し、本人がアプリで入力する。
- ・通知を受けた方には、症状等に応じて、帰国者・接触者外来等の受診までを、アプリまたはコールセンターで案内する。
- ・通知サーバーでは陽性者の暗号化情報のみを保持し、通知後に削除する。陽性者と通知を受けた者との対応関係は、国・自治体では分からない。

1

新型コロナウイルスの陽性が判明した場合、本人が同意して、本人がアプリで登録いただきます

- 陽性者でない方がアプリで通知の登録をしないよう、本人がPCR検査等の際に新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムに登録した電話番号のSMS又はメールアドレスあてに、「処理番号」を通知します。
- 本人が陽性の登録について同意し、本人がアプリの画面で「処理番号」を登録したら、通知の登録がされます。



2

陽性者との接触の可能性があった場合に、本人が確認すると、通知を見ることができます

- 陽性者との接触の可能性の情報は、メイン画面で表示するのではなく、本人が「確認」を選択すると確認できる流れとします。
- (※) 接触の可能性の情報は、1日1回程度、更新されます。

利用開始後に最初に表示する画面
(メイン画面)

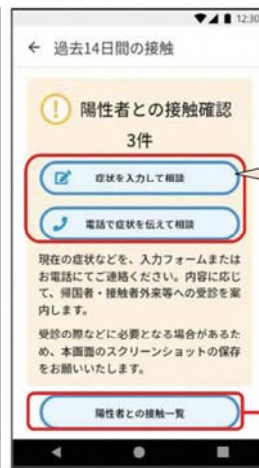


「陽性者との接触を確認する」を押下すると表示される画面

接触が確認されない場合



接触が確認された場合



画面イメージ

症状等に応じて、帰国者・接触者外来等への受診を案内

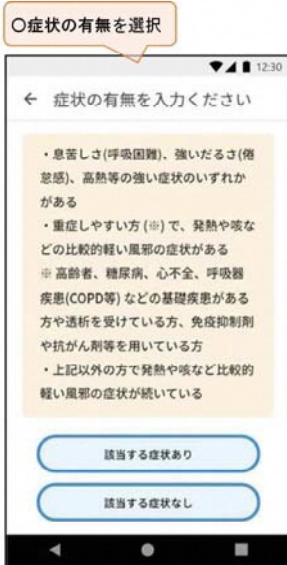
※接触の可能性が同一の者であるかどうかは、システムでも判別しませんので、同一の者でも一日単位で件数が表示されます。

通知がされた方には症状や身近な者の状況を選択すると検査の受診などを案内します

- 本人が症状の有無や身近な者の状況を選択すると、帰国者・接触者外来等(※)への受診までを案内します。
- (※) 都道府県によって、当面は、帰国者・接触者相談センターに連絡いただいた上で、帰国者・接触者外来等への受診を案内します。

○アプリの画面で入力する場合の流れ

※専用のコールセンターに照会した場合も同じに対応



「症状あり」の場合 → 帰国者・接触者外来等の速やかな予約と受診を案内

- 速やかに最寄りの帰国者・接触者外来等を予約し、受診してください(マスク着用)。
- ※ 帰国者・接触者外来等の連絡先を表示 ※都道府県により当面は、帰国者・接触者相談センターを案内

- ・検査結果が陽性だった場合、患者として対応。
- ・検査結果が陰性だった場合、下記の身近に接した人に関する質問を帰国者・接触者外来等で問診し、該当する場合には、保健所に連絡。保健所から「濃厚接触者」として本人に連絡する。

「症状なし」の場合 → 身近な者に感染者等がいるかどうかを確認

- あなたは陽性者との接触の可能性が確認されていますが、家族や友人、職場の人など2週間以内に身近に接した人で、以下のような方に心当たりはありますか。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染者がいる。
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる症状※がある人がいる。(厳密でなくとも、だいたいそう思われれば「はい」と回答ください)

※疑われる症状：息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状
重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状
これら以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く

「はい」の場合
→ 濃厚接触者の可能性が高い/帰国者・接触者外来等の速やかな予約と受診を案内

- 速やかに最寄りの帰国者・接触者外来等を予約し、受診してください(マスク着用)。
- 14日間は自宅で待機をお願いします。
- ※ 帰国者・接触者外来等の連絡先を表示
- ※都道府県により当面は、帰国者・接触者相談センターを案内

「いいえ」の場合
→ 濃厚接触者の可能性は高くない

- 14日間は体調の変化に気をつけてください。
- 体調に変化があった場合は、以下を選択ください。
- 「症状の有無を入力ください」※画面が遷移

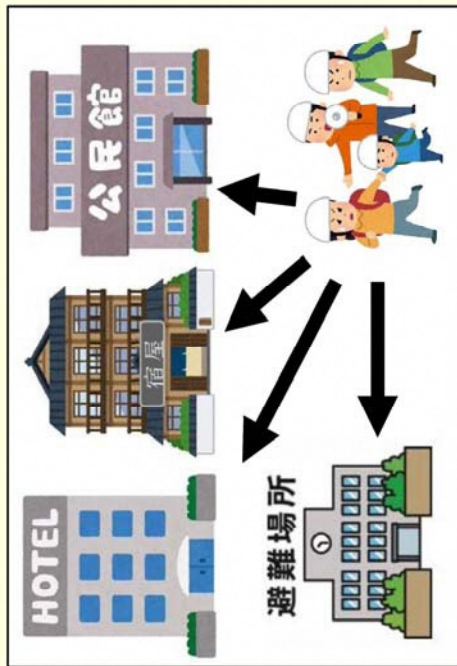
(2) ②新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

<p>府政防第942号 消防災第88号 令和2年5月27日</p> <p>各都道府県防災担当主官(局)長 殿</p> <p>内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(被災者生活再建担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長</p>	<p>1. 災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒剤、段ボールベッド、パーテーション等の物資や資材の備蓄に要する費用については、交付金の活用が可能であること。必要な物資や資材の備蓄が完了していない地方公共団体においては、交付金の活用も検討の上、備蓄を進めること。</p> <p>2. 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用される場合においては、同法第4条第1項に規定する救助として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、同法による国庫負担の対象となること。同法第4条第1項に規定する救助に該当しない避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。</p> <p>3. 災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(被災者生活再建担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長</p>
<p>府政防第942号 消防災第88号 令和2年5月27日</p> <p>各都道府県防災担当主官(局)長 殿</p> <p>内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(被災者生活再建担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長</p>	<p>避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について</p> <p>災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年4月1日付け府政防第779号他)、「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」(令和2年4月7日付け事務連絡)及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」(令和2年5月21日付け府政防第939号他)等を発出したところ</p> <p>これらの通知において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の確保、ホテル・旅館等の活用等新型コロナウイルス感染症への対応を検討して頂くよう助言したところですが、今般、これらの対応に当たって必要となる経費に対する国の支援につきまして下記のとおり取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考として頂きますようお願いいたします。なお、下記については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「交付金」という。)を所管する内閣府地方創生推進室に確認済みです。</p> <p>貴都道府県内の市町村防災担当主官(局)に対しては、その旨周知して頂きますようお願い致します。</p> <p>本件通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づき技術的助言であることを申し添えます。</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(被災者生活再建担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長</p>
<p>府政防第942号 消防災第88号 令和2年5月27日</p> <p>各都道府県防災担当主官(局)長 殿</p> <p>内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(被災者生活再建担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長</p>	<p>避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について</p> <p>災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年4月1日付け府政防第779号他)、「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」(令和2年4月7日付け事務連絡)及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」(令和2年5月21日付け府政防第939号他)等を発出したところ</p> <p>これらの通知において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の確保、ホテル・旅館等の活用等新型コロナウイルス感染症への対応を検討して頂くよう助言したところですが、今般、これらの対応に当たって必要となる経費に対する国の支援につきまして下記のとおり取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考として頂きますようお願いいたします。なお、下記については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「交付金」という。)を所管する内閣府地方創生推進室に確認済みです。</p> <p>貴都道府県内の市町村防災担当主官(局)に対しては、その旨周知して頂きますようお願い致します。</p> <p>本件通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づき技術的助言であることを申し添えます。</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(被災者生活再建担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長</p>
<p>府政防第942号 消防災第88号 令和2年5月27日</p> <p>各都道府県防災担当主官(局)長 殿</p> <p>内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(被災者生活再建担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長</p>	<p>避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について</p> <p>災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年4月1日付け府政防第779号他)、「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」(令和2年4月7日付け事務連絡)及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」(令和2年5月21日付け府政防第939号他)等を発出したところ</p> <p>これらの通知において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の確保、ホテル・旅館等の活用等新型コロナウイルス感染症への対応を検討して頂くよう助言したところですが、今般、これらの対応に当たって必要となる経費に対する国の支援につきまして下記のとおり取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考として頂きますようお願いいたします。なお、下記については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「交付金」という。)を所管する内閣府地方創生推進室に確認済みです。</p> <p>貴都道府県内の市町村防災担当主官(局)に対しては、その旨周知して頂きますようお願い致します。</p> <p>本件通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づき技術的助言であることを申し添えます。</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(被災者生活再建担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長</p>
<p>府政防第942号 消防災第88号 令和2年5月27日</p> <p>各都道府県防災担当主官(局)長 殿</p> <p>内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(被災者生活再建担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長</p>	<p>避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について</p> <p>災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年4月1日付け府政防第779号他)、「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」(令和2年4月7日付け事務連絡)及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」(令和2年5月21日付け府政防第939号他)等を発出したところ</p> <p>これらの通知において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の確保、ホテル・旅館等の活用等新型コロナウイルス感染症への対応を検討して頂くよう助言したところですが、今般、これらの対応に当たって必要となる経費に対する国の支援につきまして下記のとおり取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考として頂きますようお願いいたします。なお、下記については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「交付金」という。)を所管する内閣府地方創生推進室に確認済みです。</p> <p>貴都道府県内の市町村防災担当主官(局)に対しては、その旨周知して頂きますようお願い致します。</p> <p>本件通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づき技術的助言であることを申し添えます。</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(被災者生活再建担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長</p>
<p>府政防第942号 消防災第88号 令和2年5月27日</p> <p>各都道府県防災担当主官(局)長 殿</p> <p>内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(被災者生活再建担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長</p>	<p>避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について</p> <p>災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年4月1日付け府政防第779号他)、「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」(令和2年4月7日付け事務連絡)及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」(令和2年5月21日付け府政防第939号他)等を発出したところ</p> <p>これらの通知において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の確保、ホテル・旅館等の活用等新型コロナウイルス感染症への対応を検討して頂くよう助言したところですが、今般、これらの対応に当たって必要となる経費に対する国の支援につきまして下記のとおり取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考として頂きますようお願いいたします。なお、下記については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「交付金」という。)を所管する内閣府地方創生推進室に確認済みです。</p> <p>貴都道府県内の市町村防災担当主官(局)に対しては、その旨周知して頂きますようお願い致します。</p> <p>本件通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づき技術的助言であることを申し添えます。</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(被災者生活再建担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長</p>

記

避難所としてのホテル・旅館、研修所 その他の施設等活用支援事業

災害時、従来の避難所だけでは密集を避けられないため、ホテル・旅館等や研修所等を利用して避難生活（宿泊、食事等の費用）ができるように必要な経費に充当。



□個人 ■事業・団体 ■施設・地域
公共施設、社会生活に必要な施設

緊急時
対応段階

継続・回復
段階

【目的】 宿泊施設等を活用し、安心できる居場所を提供したい

【主な関連】 内閣府(防災担当)避難生活担当

避難所における感染防止対策用 物資・資材の備蓄支援事業

災害時の避難所における感染リスク低減を図るため、パーティション、段ボールベッド、マスク、体温計（非接触）、アルコール消毒液等の感染防止のために備蓄する物資・資材の購入等に必要経費に充当。



□個人 □事業・団体 ■施設・地域
公共施設、社会生活に必要な物資

緊急時
対応段階

継続・回復
段階

【目的】 公共空間での感染機会を削減したい

【主な関連】 総務省消防庁国民保護・防災部防災課

6 関連する県、国等のホームページ

【新型コロナウイルス感染症に関すること】

○新型コロナウイルス感染症全般に関すること

- ・静岡県 ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html>

- ・厚生労働省 ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談窓口

- ・静岡県帰国者・接触者相談センター

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/documents/kisetsucenter.pdf>

【避難に関すること】

○避難準備に関すること

- ・静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」

<https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/application.html>



- ・ハザードマップ ポータルサイト（国土地理院）

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

【避難所に関すること】

○災害時における避難所での感染症対策

- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第1版】（内閣府）

http://www.bousai.go.jp/pdf/covid19_tsuuchi.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント（第1版）（動画）（内閣府）

<http://www.bousai.go.jp/coronam.html>

- ・災害時における避難所での感染症対策（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html

- ・新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブック（JVOAD）

<http://jvoad.jp/guideline/>

「新しい生活様式」実践例(抜粋)

<p>感染防止の3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い</p>			<p>公共交通機関の利用</p>
	 <p>夏場は熱中症に注意!</p>		
<p>◆人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける</p> <p>◆会話時は、可能な限り真正面を避ける</p>	<p>◆外出時、屋内でも会話するとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク着用</p>	<p>◆家に帰ったら手や顔を洗う</p> <p>◆手洗いは30秒程度、水と石けんで丁寧に</p>	<p>◆会話は控えめに</p> <p>◆混んでいる時間帯は避ける</p>
<p>娯楽、スポーツ等</p>	<p>食事</p>	<p>イベント等への参加</p>	<p>働き方</p>
			
<p>◆公園はすいた時間、場所を選ぶ</p> <p>◆ジョギングは少人数で</p>	<p>◆大皿を避けて、料理は個々に</p> <p>◆持ち帰りや出前、デリバリーを利用</p>	<p>◆接触確認アプリの活用を</p> <p>◆発熱・風邪症状がある場合には参加しない</p>	<p>◆テレワークやローテーション勤務</p> <p>◆会議はオンライン</p>